

高砂市デジタル地域ポイント事業協賛企業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高砂市デジタル地域ポイント事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条の趣旨に賛同する協賛企業の募集、協賛品の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(協賛企業の要件)

第2条 事業の目的に賛同する企業で、次の各号に定める業種等に該当しない企業であること。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びこれらに類似する業種
- (2)消費者金融業
- (3)ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）に係る者
- (4)法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (5)国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (6)民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (7)各種法令に違反している者
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (9)前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める者

(協賛品の基準)

第3条 協賛企業による協賛品の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4)政治性又は宗教性のあるもの
- (5)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(申込方法)

第4条 協賛希望企業は、高砂市デジタル地域ポイント事業協賛申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(協賛の決定)

第5条 市長は前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条及び第3条に基づき、申込内容の審査を行い、協賛の可否を決定するものとする。

2 市長は前項による審査の結果、協賛を決定した場合は様式第2号により、また不承認とした場合は様式第3号により協賛希望企業に通知する。

3 市長は前項の規定により、協賛を決定した企業について、申込内容の登録を行う。

(内容の変更)

第6条 前条第3項において登録する登録内容に変更が生じた場合は、速やかに高砂市デジタル地域ポイント事業協賛企業登録内容変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は決定を行った協賛内容に次の各号の事由があるときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容とは異なる内容があることが判明したとき
- (2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、決定したことが不相当と認められる事実が生じたとき

(協賛品の提供方法)

第8条 協賛品の利用者への提供は原則、次の各号に定める方法とし、それ以外の提供方法については別途協議を行う。

- (1) 協賛企業店舗での引き換え
- (2) 協賛企業から対象者へ直接発送

(条件)

第9条 協賛企業の決定に当たっては、次の条件を附する。

- (1) 協賛品の提供数は、応募者数に応じて少なくなる場合があること
- (2) 市は、協賛品の提供における事故等についての責任を負わないこと
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 協賛企業は、高砂市デジタル地域ポイント事業の協賛企業であることを広告物等に掲載することができる。

(個人情報の保護)

第10条 協賛企業は、協賛品の提供に係る個人情報について厳重に取り扱うとともに、協賛品の提供に係る業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、協賛企業でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛に関して必要な事項は、市と協賛企業が別途協議を行うものとする。